

【監理団体に対する許可の取消しの内容】

1 許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：クローバー協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 山田 齊
- (3) 所在地：静岡県沼津市東椎路618番地 1

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。)第37条第1項第4号の規定に基づき、令和7年11月26日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者が労働基準法(昭和22年法律第49号)に違反している事実を把握していたにもかかわらず、監理責任者をして是正のために必要な指示を行わなかったこと、同事実を把握していたにもかかわらず、虚偽の内容を記載した監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、並びに監理事業を行う事業所として変更の届出を行っていない事業所で実習監理を行ったこと、及び許可証の書換えを受けていないことから、技能実習法第37条第1項第4号(技能実習法第32条第3項及び第6項、第39条第1項並びに第40条第4項)に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：川谷生コン圧送有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 川谷 清隆
- (3) 所 在 地：香川県高松市中山町1310番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和5年4月6日認定「認2210005032」「認2210005033」
令和6年1月31日認定「認2310004776」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：岸下 直樹
 - (2) 代表者氏名：岸下 直樹
 - (3) 所在地：香川県さぬき市鴨部6141-1
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和5年1月25日認定「認2210002519」「認2210002520」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社神戸魚優
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 片山 満
- (3) 所 在 地：兵庫県神戸市東灘区深江浜町 1 番 1 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

令和 3 年 11 月 18 日 認定「認2108014119」「認2108014121」

令和 4 年 5 月 11 日 認定「認2108014120」

同年 7 月 6 日 認定「認2208003197」「認2208003198」「認2208003199」

令和 5 年 8 月 15 日 認定「認2308009801」「認2308009802」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 7 年 11 月 26 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構による改善報告の求めに対し、虚偽の報告をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社田上工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 田上 和正
 - (3) 所 在 地：奈良県奈良市二名 3 丁目1151番地の 3
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）
令和 4 年 6 月 30 日認定「認2208003434」「認2208003435」
令和 5 年 3 月 23 日認定「認2208037173」
同年 7 月 26 日認定「認2308008631」「認2308008632」
- 3 処分等内容
技能実習法第16条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 7 年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：マルカメリヤス有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 林 正男
- (3) 所 在 地：三重県いなべ市藤原町大貝戸672番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（36件）

平成31年 1 月30日認定 「認1806061718」
令和 2 年 1 月 7 日認定 「認1906053804」 「認1906053805」 「認1906053806」
同年 2 月 6 日認定 「認1906056908」 「認1906056909」 「認1906056910」
「認1906056911」 「認1906056912」
同年 3 月17日認定 「認1906067193」 「認1906067194」
同年 9 月16日認定 「認2006022696」
令和 3 年 3 月 5 日認定 「認2006043130」
同月 9 日認定 「認2006043185」 「認2006043186」
同年 9 月14日認定 「認2106012543」 「認2106012544」 「認2106012545」
「認2106012546」
同年10月11日認定 「認2106014318」 「認2106014319」 「認2106014320」
令和 4 年 2 月16日認定 「認2106029840」 「認2106029841」 「認2106029842」
「認2106029843」 「認2106029844」
令和 5 年 1 月12日認定 「認2206026693」 「認2206026694」 「認2206026695」
「認2206026696」 「認2206026697」
同年 3 月 8 日認定 「認2206049916」 「認2206049918」 「認2206049919」
「認2206049920」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和7年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の賃金台帳を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社旅館ランドリー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 関口 秀雄
- (3) 所 在 地：神奈川県川崎市幸区矢上15番 5 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15件）

令和 3 年 9 月 14 日 認定 「認2104017015」「認2104017016」
同年 12 月 2 日 認定 「認2104031959」「認2104031960」「認2104031961」
「認2104031963」「認2104031964」
令和 4 年 6 月 28 日 認定 「認2204008921」
同年 8 月 29 日 認定 「認2204016711」「認2204016713」
令和 5 年 4 月 18 日 認定 「認2204072098」
同年 7 月 11 日 認定 「認2304024503」
同月 24 日 認定 「認2304028270」「認2304028271」「認2304028272」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 7 年11月26日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。